森里海いのちめぐるまち
南三陸町

プレスリリース　令和５年１月３１日

職員の懲戒処分等について

本町職員に対し、地方公務員法第２９条に基づく懲戒処分等を行ったので、公表します。

１　事案の概要

長期間にわたり複数の職員に対しパワー・ハラスメントに当たる行為を行ってきたもの。また、過去に所属していた部所において同様の言動で注意・指導されたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返したもの。

２　処分内容及び被処分者

減給（１０分の１）１月　　補佐級（４０代　男性）

３　処分年月日

令和５年１月３１日

４　その他

上記の懲戒処分に関連し、当該職員の管理監督者として適性を欠いていたことから、次のとおり処分を行いました。

・戒告　課長級（６０代　男性）

担当　南三陸町総務課人事係
電話　0226-46-1370（直通）